

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下「あはき法」という。)及び柔道整復師法に規定される施術所について、以下の事項に留意してください。

1. 施術所について

開設にあたっては、下記事項に適合するようにしてください。

(1) 構造基準(あはき法施行規則第25条、柔道整復師法施行規則第18条)

区分	内 容
施術室	<ul style="list-style-type: none">・6. 6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。・施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。・施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
待合室	<ul style="list-style-type: none">・3. 3平方メートル以上の待合室を有すること。

※専用の施術室について

- ・「あん摩マツサージ指圧・はり・きゅう」の施術所と「柔道整復」の施術所を併設する場合、それぞれの業務に専用の施術室が必要です。
- ・同一の施術所で「あん摩マツサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」の施術を行う場合において、従事する施術者が1人であり、かつ、双方の免許を有する場合に限り専用の施術室の設置を1室とする事も可能です。
- ・専用の施術室内で法定外業務(整体、カイロ等)はできません。

(2) 衛生基準(あはき法施行規則第26条、柔道整復師法施行規則第19条)

施術室の清潔や使用するタオル、消毒薬等の物品の管理に十分気を付けてください。

- ・常に清潔に保つこと。
- ・採光、照明及び換気を十分にすること。

(3) 名称に関することについて

医療法、医師法、医薬品医療機器法その他の法律に抵触するような名称は使用できません。

2. 施術所の届出について

施術所の開設は、開設後10日以内に保健所に届出することとされており、開設前に届出することはできません。

【提出書類】

- ① 施術所開設届
- ② 構造設備の概要がわかる平面図
- ③ 従事者の免許証（登録証）の写しを添付。

※1 開設後、開設日の翌年度中には保健所の立入検査を行いますが、検査日程等は別途通知します。

3. 広告制限等について

あはき法及び柔道整復師法に定められた事項以外は、原則として広告はできません。

また、効能、効用、効果、治す等の表現や病院、診療所と誤認されるような診察日、診療日、休診日等を広告することはできません。（営業日や休業日は使用可能。）

広告に該当する媒体の具体例として医療施設における「医業もしくは歯科医師業又は病院もしくは診療所に関する指針（医療広告ガイドライン）」では、下記のとおりとなっており、当市ではあはき及び柔道整復師の施術所においても、当該ガイドラインに準じて取り扱いをしております。

- ① チラシ、パンフレット
- ② ポスター、看板、ネオンサイン
- ③ 新聞、雑誌、放送、映写その他出版物
- ④ 情報処理の用に供する機器によるもの（Eメール、インターネット上の広告）
- ⑤ 不特定多数の者への説明会、相談会、キャラッチャーセールス等において使用するスライド、ビデオ又は広告による演述。

以下の項目以外の事項は広告することができません。

（1）あはき法第7条

- ① 施術者である旨及び施術者の氏名並びに住所
- ② あはき法第1条に規定する業務の種類
- ③ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項（ただし、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項を広告することはできません。）

- ④ 施術日又は施術時間
- ⑤ あはき法第7条第1項第5号の規定に基づく、あん摩、業等又はこれらの施術所に関する広告し得る事項
 - ア もみりょうじ
 - イ やいと、えつ
 - ウ 小児鍼（はり）
 - エ あん摩、マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項又は第2項（再開の場合に限る。）の規定に基づき届け出ている施術所である旨
 - オ 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - カ 予約に基づく施術の実施
 - キ 休日又は夜間における施術の実施
 - ク 出張による施術の実施
 - ケ 駐車設備に関する事項

（2）柔道整復師法第24条

- ① 柔道整復師である旨及びその氏名並びに住所
- ② 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ③ 施術日又は施術時間
- ④ 柔道整復師法第24条第1項第4号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関する広告し得る事項
 - ア ほねつき（又は接骨）
 - イ 柔道整復師法第十九条第一項又は第二項（再開の場合に限る。）の規定に基づき届け出ている施術所である旨
 - ウ 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - エ 予約に基づく施術の実施
 - オ 休日又は夜間における施術の実施
 - カ 出張による施術の実施
 - キ 駐車設備に関する事項

4. その他

はりを行う施術所は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては病院や診療所としての取り扱いとはなっていません。そのため、感染性廃棄物に該当しませんが、感染性廃棄物に準じて処理することが必要です。

はりの保管・処分・処分後の報告については十分留意してください。